

成田小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義（『いじめ防止対策推進法』より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童等の立場に立って（注1）行うものとする。

「いじめ」とは、「児童等（注2）に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等（注3）が行う心理的又は物理的な影響（注4）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（成田市いじめ防止基本方針 抜粋）

この「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

（注1） 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。ケンカでも、いじめられた児童生徒の立場に立って、これまでの当該者間の状況など、いじめの背景に目を向け、積極的に認知する。

（注2） 「児童等」とは、本校に在籍する児童をいう。

（注3） 「一定の人間関係にある他の児童等」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等と何らかの人間関係にある者を指す。

（注4） 「心理的または物理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」等、直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるもののことを指す。身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたり、インターネットやSNS（Social Networking Service）などを通じて行われたりするものなどがこれに該当する。書き込まれたことを本人が知らずにいる場合などは適切な指導が必要である。ケンカやふざげ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため背景にある事情の調査を適切に行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

◎いじめは、頻度や被害の大きさに関わらず、「1度であっても、いじめに変わらない」ことや「その1回が致命的になるかもしれない」と考え、いじめられている児童の心情を重視して取り組むこと。

◎いじめは、被害児童と加害児童だけの問題ではなく、「周りで、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬ振りをする「傍観者」も、いじめを助長する存在である」ことを認識させること。

◎一方で、いじめを認知し、毎日嫌な思いをしながら見続け、注意できないことに深い自責の念をもっている児童生徒がいることも想定する必要がある。加害者の特定に終始することなく、「いじめを放置しない」ことを実現する環境をつくることが重要である。集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成するために、児童生徒への働きかけに加えて、教職員の姿勢が大きな影響を与えることをよく理解す

ること。

◎いじめは、児童同士だけの問題ではなく、**教職員の児童観や言動が大きな影響力をもつことを十分に認識**し、教職員の言動で児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう細心の注意を払うこと。

◎いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めること。

【例】

[冷やかす]、[からかい]、[悪口]、[脅し]、[仲間はずれ]、[集団による無視、パソコンや携帯電話やゲーム等での誹謗中傷]、[金品のゆすり・たかり・隠し・盗み・損壊]、[軽く（ひどく）ぶつかる・蹴る・叩く]、[嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする] 等

2 基本理念

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

そこで、以下の基本的な考え方に立ち、教育委員会、学校、家庭、地域、その他の関係者の連携のもと、いじめの防止等に向けた対策を講じるものとする。

- (1) **「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」**という一貫した強い姿勢を貫き、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深める。
- (2) **「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものである。また、誰もが被害者にも加害者にもなり得るし、被害者と加害者が入れかわることもあり得る」**という危機意識を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- (3) **「いじめられている子どもの立場に立ち、子どもの心の痛みを親身になって受け止め、最後まで徹底して守り抜く」**という姿勢で、いじめ問題を克服する。

3 学校及び教職員の責務

学校及び教職員は、基本理念にのっとり、保護者、地域住民、市役所、教育委員会、児童相談所、警察、その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止等及び早期発見に取り組むとともに、児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する。

4 成田小学校「生徒指導推進・いじめ防止対策委員会」

(1) 目的

いじめに対して起きてからの受け身の指導ではなく、積極的な働きかけにより、いじめを未然に防いだり、早期発見をしたりできるようにする。

(2) 組織

生徒指導推進・いじめ防止対策委員会

※生徒指導推進委員会と兼ね、活動計画の進捗状況の確認・取り組みのふり返り・評価・改善を行うものとする。

(3) メンバー ※印については必要に応じて生徒指導主任より参加を依頼する。

※**校長** ※**教頭** ・**教務** ・**生徒指導主任** ・**学年担当** ・**養護教諭**

※**スクールカウンセラー**

(4) 方針・活動

- ・各学年の道徳の時間の中で、性の多様性や国籍による人種の違いについて、また情報モラルに関する内容を確実に実践できるようにしていく。また、教え込みではなく自分の生活を見直せるような指導方法を模索していく。
- ・全職員が「学校いじめ防止基本方針」について理解する。
⇒5月職員会議で読み合わせを行う。
⇒いじめ・不登校の現状と対応について、職員研修を行ったり、研修内容を伝達したりする。
- ・いじめ防止の啓発活動を行う。
(全校集会・学年集会・保護者会・人権週間の取り組み・基本方針のホームページ公開)
- ・生徒指導の機能を生かした授業の充実を図り、集団の中での居場所をつくる。
 - ①相手の立場に立って話を聞き、信頼関係を築く。【共感的理解】
 - ②小さな支援・声かけの充実で学習に積極的に取り組めるようにする。【自己存在感】
 - ③自己決定の場の確保し、学習に参加する意義を見出す。【自己決定】
- ・担任は、日常生活の観察をよく行う。(小さなサインに敏感になる)
- ・教育相談旬間を学期に一度設定し、生活アンケートを活用した教育相談を全員に対して実施する。
- ・モラルアップ委員会と連携し、教職員の人権意識を向上させていく。
- ・ドラえもんポストやSC・相談窓口が効果的に活用されるように校外・校内に周知をしていく。
- ・長期休業前は、課題を抱えている状況の児童にとっては悩みを増幅させる場合があるという視点に立ち、休業前に相談窓口の周知を行うとともに、気になる児童に対して休業中や明けの直前などに積極的に連絡できるようにする。

(5) 開催

月1回の生徒指導推進・いじめ防止対策委員会の際、学年ごとに、学年会で取り上げられた生徒指導に関する児童の様子や問題について報告していき、全体でシェアする時間を

設ける。

いじめ防止対策委員会のフォルダに蓄積された当月の記録や、各種アンケートの回答内容、その後の相談、推進委員会での口頭報告などを踏まえ、生徒指導推進・いじめ防止対策委員会でいじめを認知する。全校レベル・他機関を含めた対応を要する場合には臨時にケース会議を開く。その際、家庭状況、指導の記録を含めたケース会議シートを担当が作成し、教頭または生徒指導主任の進行のもと、それをもとに行うものとする。

(6) 月ごとの具体的な活動

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・担任同士での児童の情報交換、指導記録引き継ぎ ・いじめは許さないという意識付け<始業式：生徒指導担当の話> ・SOSの出し方教育を実施 ・ドラえもんポスト・SC・相談窓口の周知 ・心のめがねアンケート実施 ・地域巡視による児童及び家庭の様子の確認
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議で「学校いじめ防止基本方針」を全職員で読み合い、確認する。 ・生活アンケートの実施 ・生活アンケートを用いた教育相談の実施（全員） ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催 ・各学年で「命を大切にするキャンペーン」を受けた年間の取組を計画 ※計画をもとに「命を大切にするキャンペーン」への取組を実践・記録
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のめがねアンケート実施 ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催 ※計画をもとに「命を大切にするキャンペーン」への取組を実践・記録
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート実施 ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催 ・長期休業前に児童を対象としてSOSの出し方教育を実施 (全校集会での生徒指導担当の話の中で) ・保護者面談による児童の様子を確認 ※計画をもとに「命を大切にするキャンペーン」への取組を実践・記録
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート実施 ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・心のめがねアンケートの実施 ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケートの実施 ・生活アンケートを用いた教育相談の実施（全員） ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権週間・・・学年学級ごとに取り組みを計画・実践 ・心のめがねアンケート実施 ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催

1月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回・2回の生活アンケートで気になる児童の追跡調査，場合によって教育相談を実施 ・県からの生活アンケートの実施 ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「ありがとうの会」の計画から準備・実施に向けた取り組みを通じた感謝の気持ちの育成 ・心のめがねアンケート実施 ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導推進・いじめ防止対策委員会開催

5 いじめの未然防止

(1) いじめの未然防止に向けた取組

学級担任等

- ・児童の言葉に共感的に耳を傾ける。
- ・呼び捨てをしない約束について指導する。
- ・日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・毎月のアンケートの記載内容や教育相談を手がかりに，クラスの様子や友達関係による今の児童の心の状態を正しくキャッチする。
- ・問題行動や児童の様子の変化については，いじめ防止対策委員会フォルダに記録をする。
- ・児童に指導・支援する際には，他者を尊重する気持ちを養うこと，自己肯定感を高めることを意識する。
- ・ストレスに向き合い，適切に対処できる力を育むことができるように，夏季休業前にSOSの出し方教育を行う。
- ・はやしたてたり，見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定している行為であることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたいわかる授業を推進する。
- ・教職員としての自覚をもち，児童との距離感を俯瞰的に見直しながらいじめにあたる。教職員の認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりするということを意識する。

養護教諭

- ・学校保健委員会等の学校の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。
- ・体調面が整うように，適切な助言をする。
- ・不調の訴えが続いたり，明確な原因が見えなかったりする場合には，担任と連

携をとりながら、心のつかえを発見できるようにする。

生徒指導主任

- いじめや不登校の発生・経過及び解消等の状況について、校内研修や職員会議で定期的に情報提供し、教職員間の共通理解を図る。
- 学年会議、生徒指導推進・いじめ防止対策委員会等で得た情報を全体で共有する。
- 学校外の機関との連携をとっている場合、その内容や現状について情報を集約して保管する。

管理職

- 関係諸法を確認し、法に則った対応ができるよう、職員に指導・助言する。
- 全校集会等全体の前に立つ機会を活用して、校長が率先して「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気为学校全体に醸成する。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などを教育計画に適切に取り入れ、推進を図る。
- 児童が自己有用感・自己肯定感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- いじめの問題に児童自らが主体的に参加する取組を推進する。
(例：人権集会、ドラえもんポストの設置など)

全職員

ア 道徳教育及び体験活動の充実

児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの未然防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

- 考え・議論する道徳の授業の充実を図る。
- 異年齢や動植物との交流を図る体験活動の充実に努める。
- 命を大切にするキャンペーンや人権週間では、実態に応じた効果的な取り組みを考え、実践する。

イ 教職員の資質向上

全教職員に対し、「成田市いじめ防止基本方針」を周知させるとともに、「成田市いじめ問題対応マニュアル」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する資質の向上に必要な研修を計画的に行う。

- 校外研修後に文書または口頭で研修内容を周知・伝達し、道徳教育の充実や教育相談の力量を高められるようにする。

ウ 定期的な調査と記録

いじめを早期発見するため、児童に対する定期的な調査を行う。

- 「心のめがねアンケート」を定期的実施し、児童の心理的状況を正しく把握

したり、チャンス相談をしたりすることに役立てる。

- ・月ごとに把握した、いじめ及び虐待の状況、欠席の状況を市教育委員会に報告する。
- ・欠席日数が15日を超えた児童について、毎月、欠席の裏にいじめの問題等が潜んでいないかなどの点検・正確な事由の把握に努める。
- ・学期に1度、教育相談面接旬間を設け、生活アンケートをもとに児童と担任が1対1で面談を行い、児童への相談、支援を行う。

(2) インターネットを通じて行われるいじめの対策

児童及び保護者が、発信された情報の高い流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止したり効果的に対処したりすることができるよう、啓発活動を行う。

- ・低学年から携帯電話を所持・使用している実態があり、全学年を通じてインターネットを用いた調べ学習を行うこともあることから、道徳の時間等、様々な教科の中で「インターネット・携帯電話の正しい使用法」について学習する機会を設ける。
- ・必要に応じ、外部講師を招聘し、特に高学年では、LINE等で行われるグループトークなどに関するメリットデメリットについて考えさせる。

(3) いじめ防止等の対策に従事する人材の確保

いじめ防止等の対策のために必要に応じて、専門知識を有する者からの協力を得られるようにする。

- ・児童や保護者、教職員がいじめ等に係る相談ができるよう市内小学校の拠点校に配置される教育相談、心理等の専門知識を有する者に積極的に相談をする。
(スクールカウンセラーSC・スクールソーシャルワーカーSSWなど)

6 いじめの早期発見

学級担任等

- ・日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つよう心がける。
- ・休み時間や放課後の児童との雑談や日記等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会、積極的な電話連絡を活用し、保護者との情報交換を行う。
- ・偏りなく多くの児童に話しかけるようにする。(毎日全員が目標)
- ・相談しやすい環境づくり、相談の大切さを伝える。(SOSの出し方教育)

養護教諭

- ・保健室を利用する児童との雑談の中から見える様子に目を配るとともに、いつも

と何か違うと感じた時は、悩みをしっかりと聞く。

生徒指導主任・教育相談担当・スクールカウンセラー

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・教育相談箱(ドラえもんポスト)・保健室・教育相談旬間等による相談について、その意義、取組について周知する。
- ・児童の生活環境の異常の有無を確認する。異常を感じた場合はすぐに報告する。

管理職

- ・学校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか、定期的に点検する。

校内相談・通報窓口

- ・**教頭，養護教諭，生徒指導主任，教育相談担当**が中心になって窓口となる。

校外相談・通報窓口

- ・成田市教育委員会教育指導課 0476-22-1111
- ・子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
- ・チャイルドライン千葉 0120-99-7777
- ・24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310
- ・子どもの人権110番 0120-007-110
- ・千葉県警察本部相談窓口少年センターヤング・テレホン
0120-783-497
- ・千葉いのちの電話 043-227-3900

7 いじめを認知した場合の対応

(1) 情報を集める

学級担任等，養護教諭

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
(暴力を伴ういじめの場合は、複数の教員が直ちに現場に駆けつける。)
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ・発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から詳細について聞き取りをし、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・いじめの中には、犯罪行為として早期に児童相談所や警察に相談することが必要なものがある。また、児童の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるようないじめ(重大事態)は、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮したうえで、早期に相談・通報のうえ、関係機関と連携した対応を取るものとする。

(2) いじめに対する措置

ア) 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。(学級担任等、養護教諭、生徒指導主任、管理職などで役割を分担)

- ① いじめられた児童・保護者への対応
- ② いじめた児童・保護者への対応
- ③ 周りの児童への対応
- ④ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ⑤ 経過の観察と記録

イ) ささいな兆候であっても、いじめに発展する疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりをもつよう留意する。

ウ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

エ) 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」としてより適切に対応する。

(3) いじめを認知した場合の取り組み

いじめられた児童への対応

- ・家庭と把握した事実を共通理解する。
- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。
- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

いじめた児童への対応

- ・加害者であっても話をしっかりと聞く。
- ・把握した事実を正確に伝える。(隠さない・思い入れない)
- ・いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- ・不満やストレス(交友関係や学習、家庭の悩み等)があっても、いじめに向かうのではなく、自分に合った方法で発散できる力を育てていく。

その他の児童への対応

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう

という態度を行き渡らせるようにする。

- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めたり、誰かに知らせたりする勇気をもつよう指導する。
- はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

組織として

- 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、北総地区少年センター等の協力を得るなど、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- 経過について共通理解を図りながら、いじめの解決を判断し、解決後も見守りを充実させ、折りに触れ必要な支援を行う。
- 指導の記録を確実に保存し、進級や転学に当たって、適切に引き継ぎを行う。

保護者への対応

- 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- 事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。
- いじめを行った児童の保護者に対して校長と協議の上、別室での指導や学校教育法三十五条第一項（同法四十九条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童の出席停止を命ずる、もしくは別室で個別指導するなど、いじめを受けた児童やその他の児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を速やかに講ずるものとする。また、就学校の指定の変更などの弾力的な対応を検討する。

8 重大事態への対処

重大事態の疑いが生じた時は、学校の捉えやその後の調査結果に関わらず、重大事態として即時の報告の義務を有する。

なお、法第二十八条第一項第一号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける子どもの状況に着目して判断する。

例えば、

- ア 児童の自殺企図や未遂、実行の場合
- イ 身体に重大な傷害（自傷行為を含む）を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合

工 精神性の疾患を発症した場合

才 家庭環境や社会環境による避難で転校してきた場合

などのケースが想定される。

また、法第二十八条第一項第二号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし日数だけでなく児童の状況等、個々のケースを十分把握して、30日に満たなくても、状況により重大事態が発生したものと対応することがある。

(1) 市教育委員会及び市長への報告

重大事態と認められる場合、教育委員会を通じて市長へ、電話等で速やかに報告を行い、その後文書における報告を行う。

(2) 調査の実施

児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時は、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、いじめ防止対策推進委員会を中心に校内に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

質問紙調査や聞き取り調査に当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会や関係機関と適切に連携するなどして、対応にあたるものとする。

《成田市いじめ防止基本方針より》

- 重大事態が発生した場合は、速やかに「学校問題解決支援チーム」の中に設置している専門部会のメンバーに諮り、質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行うこと。また、その結果を踏まえ警察等の関係機関と連携を図り、迅速に必要な措置を講ずること。
- 専門部会は法第二十八条第一項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、学校が行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行うことができる。ただし、法第二十三条第二項による措置にて事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

(3) 市教育委員会及び市長への報告

調査結果については、直ちに教育委員会に第一報を報告する。その後、文書として、正式に報告する。

(4) 調査結果の提供

調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、他の児童等のプライバシーに配慮しながら、調査によって明らかになった事実関係

について説明する。

(5) 調査結果を踏まえた必要な措置

調査の結果を踏まえて、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために、関係機関と連携を取り、必要な措置を講ずるものとする。

9 その他の事項

本校は、当該基本方針の策定後も法の施行状況等を勘案して、成田市いじめ防止基本方針の見直しや検討を受け、必要に応じてこの基本方針を改定するものとする。

なお、いじめに係る相談、情報提供を受けた者は、当該相談、情報提供等の際に取得した個人情報（成田市個人情報の保護に関する条例＜平成17年12月28日成田市条例第五十三号＞第二条第二項に規定する個人情報をいう。）の漏えいの防止、その他当該個人情報の適正な取扱いに十分留意しなければならない。

また、学校いじめ防止基本方針はホームページに掲載し、保護者・地域に公表する。方針に変更があった場合は迅速にホームページを更新するようにする。

10 成田小学校いじめ防止基本方針の点検・評価

毎年度、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組を学校評価の中に位置づけ、「いじめ問題への取組についてのチェックリスト（学校用）」等を活用し、適切に点検・評価し、その改善を図る。

なお、学校のいじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されることがあってはならない。

1 1 資料

生活アンケート前期 教育相談旬問

年 組 名前 ()

このごろのぼく・わたし

下の質問を読んで、あなたが感じていることや思っていることに○をしましょう。

- ① いつも、あなたは学校に来るのが楽しみですか。
() いつも、学校に来るのが楽しみです。
() だいたい、学校に来るのが楽しみ。
() 楽しみではない。
- ② 学校で、あなたのくつやえんぴつ、消しゴムなど、物がなくなることはありますか。
() 物がなくなることはない。
() ときどき、なくなることがある。
() よくなくなる。
- ③ 休み時間、あなたは友達と楽しく遊んでいますか。
() いつも、友達と楽しく遊んでいる。(だれと)
() 一人でいたり、友達といたりしている。(だれと)
() 休み時間、友達と楽しく遊ぶことがないのでつまらない。
- ④ よくおなかがいたくなったり、頭がいたくなったりすることはありますか。
() いつも元気。
() ときどきいたくなる。
() よくいたくなる。
- ⑤ 友達にいやなことをされたり、悪口やあだ名を言われたりして嫌だと思ったことはありますか。
() ほとんどない。
() ときどきある。
() よくある。
※友達がされたり、言われていたりするのを聞いたことがある。()
- ⑥ 他に「いやだなあ。」と思うことは何かありますか。
() ほとんどない。
() ときどきある。
() よくある。
- ⑦ 家のことで「こまったなあ。」と思うことは何かありますか。
() ほとんどない。
() ときどきある。
() よくある。

⑧ よくねむれますか。

() よくねむれる。

() たまにねむれない。

() ねむれないことが多い。

このごろのあなたのことで、先生に話したいことはありませんか。楽しかったこと、がんばったこと、いやだったこと、悲しかったことなど、何でもかまいません。ある人は○を書きましょう。()

資料2

行動のめやす

おも

思いやりのあるクラスをつくるために

- 1 いつも一人で遊んでいる友達はいませんか？
ひとり あそ ともだち
- 2 クラスみんなで仲良く遊ぶことができましたか？
なかよ あそ
- 3 友達が失敗したとき、笑ったりばかにしたりすることはありませんでしたか？
ともだち しっぱい わら
- 4 困っている人がいたとき知らんぷりをしませんでしたか？
こま ひと し
- 5 友達を悲しませるようなことは言いませんでしたか？
ともだち かな い
- 6 みんなで行動するとき、自分のことはがまんして、早くできるようにみんなに協力しましたか？
こうどう じぶん はや きょうりよく
- 7 ごみが落ちていたとき、自分のごみでなくても拾えましたか？
お じぶん ひろ
- 8 教室がちらかっているとき、すすんで整頓しましたか？
きょうしつ せい
- 9 時間を守らないで、友達をまたせてしまうことはありませんでしたか？
じかん まも ともだち
- 10 みんなで使う場所やみんなでするものを大切に使いましたか？
つか ばしょ つか たいせつ つか

資料3

心のめがねアンケート

心のめがねアンケート 月

ねん 年 くみ 組 しめい 氏名

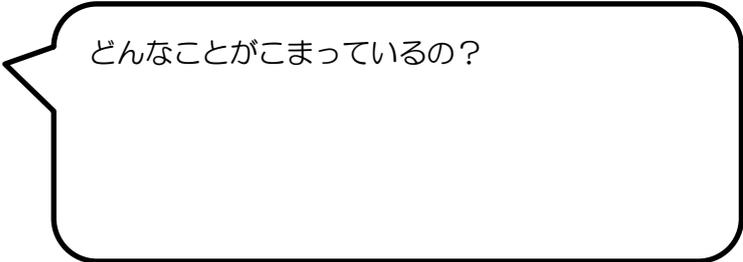
★自分の心・まわりの友達の心が見えるめがねをかけたつもりで、
この一ヶ月の学校生活をふりかえってみましょう。

1 学校生活は楽しいですか。

とても楽しい まあ楽しい あまり楽しくない 楽しくない

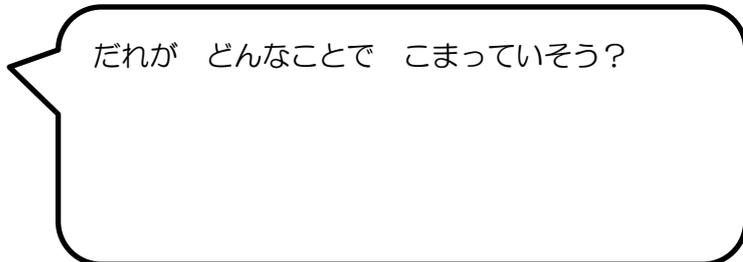
2 こまっていることはありますか。

友達のこと・勉強のこと・体のことなど 自由に書いてね。

あ る  どんなことがこまっているの？

な い

3 友達がこまっていそうなことはありますか。

あ る  だれが どんなことで こまっていそう？

な い

教えてくれてありがとう。